

## 第1章 広域的**位置**づけの整理

### 1-1 多気町の広域的**位置**づけと概況

#### (1) 広域的**位置**

多気町は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端部に**位置**し、松阪市と伊勢市の中間にあります。また、隣接する松阪市、明和町、大台町とともに、松阪地域定住自立圏を形成しています。

愛知県名古屋市からは直線距離で約 75 km、津市からは約 25 kmとなっています。

■ 広域的**位置**図

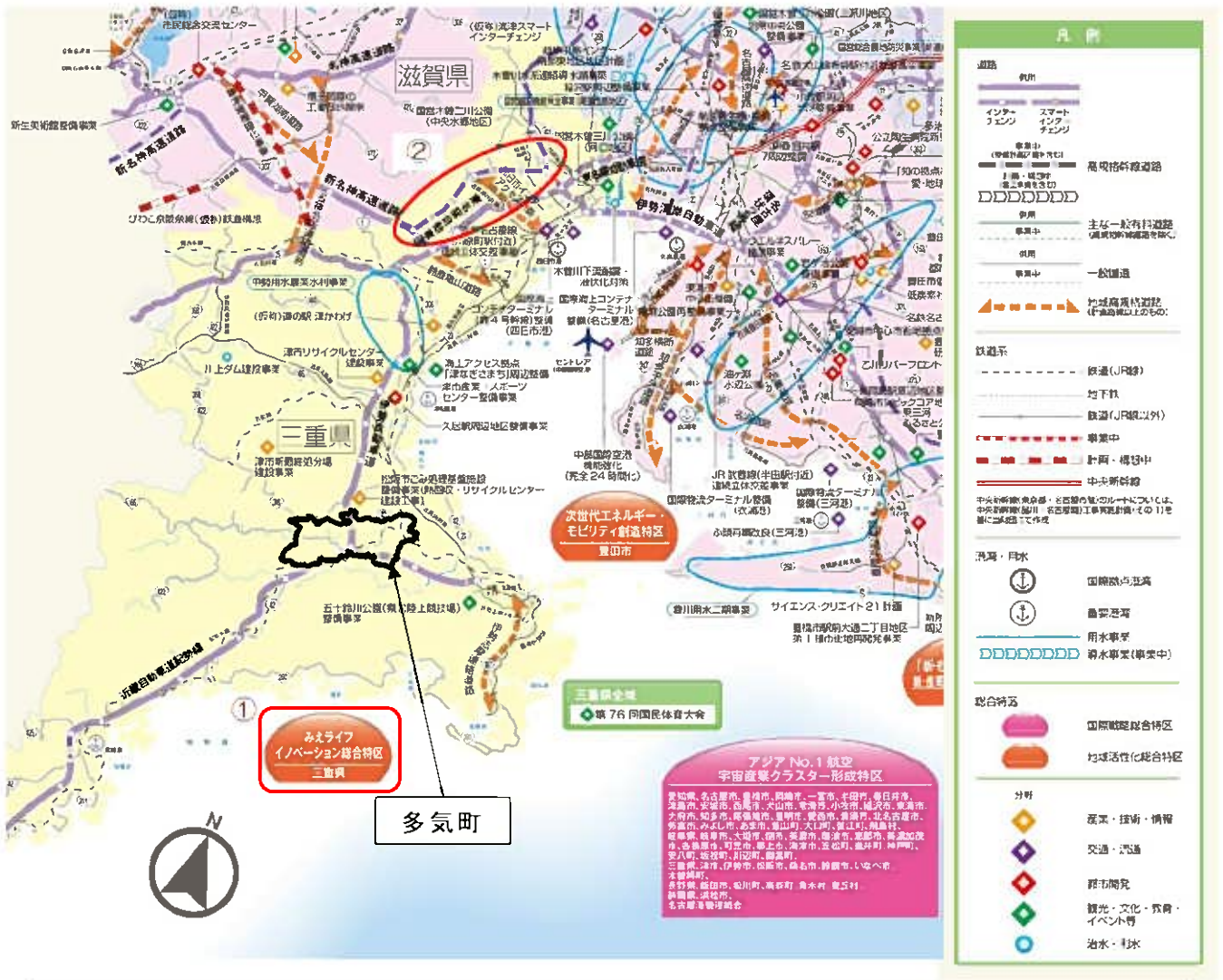


(2) 中部プロジェクトマップ 2015

多気町に係る主要プロジェクトは「みえライフイノベーション総合特区（三重県）」「新名神自動車道の四日市JCT～亀山JCT間の整備が平成30年度（2018年度）」の2つが示されており、その概要は以下の通りです。

■中部プロジェクトマップ 2015

- ① みえライフイノベーション総合特区（三重県）：平成24年7月25日指定  
⇒みえライフイノベーション推進センター（MieLIP）を県内7カ所に開設（セントラル（三重大学）、鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲）
- ② 本町に関連する広域的なプロジェクトとしては、新名神自動車道の四日市JCT～亀山JCT間の整備が平成30年度（2018年度）に予定されています。  
⇒これより現東名阪自動車道の四日市JCT～亀山JCT間の渋滞緩和により、本町から伊勢自動車道経由で東海、関東方面へ向かう時間的利便性が向上する。



(3) みえライフノベーション総合特区（三重県）の概況

みえライフノベーション総合特区で位置づけられた「MieLIP多気（平成25年9月1日開設）」の事業内容は以下のとおりです。

■ 「MieLIP多気」の概況

【運営主体】多気町

【事業内容】

- ① 自転車や観光資源を利用したヘルスツーリズムの開発
- ② 万協製薬(株)、(株)川原製茶等と連携した高校生プロデュースの化粧品やお茶の開発

【協力機関】

- ・多気工業会、三重県立相可高校、三重大学、鈴鹿医療科学大学、三重県地域イノベーション学会、多気町まちづくり仕掛人塾等

資料：三重県HP



資料：みえライフノベーション総合特区HP

① 多気町・自転車のまちづくりプロジェクト

- ・本町は自転車を活用した観光に注力しており、「勢和の森マウンテンバイクコース」が平成25年11月に全面オープンしています。
- ・中級者コース「ハーミークリフ」に加え、初心者向けの「マロントレイル」、上級者向けの「ロッキークロス」など変化にとんだ3コース全長約5kmのコースが整備されています。
- ・このコースで、平成26年10月5日(日)にJCF公式戦J2勢和多気が開催され、平成27年10月4日(日)には国際レースが開催されています。



② 高校生レストラン「まごの店」

- ・「まごの店」は、平成14年10月26日、五桂池ふるさと村「おばあちゃんの店(農産物直営施設)」の食材を利用した、相可高校食物調理科生徒が運営する調理実習施設としてオープンしました。
- ・この実習施設は相可高校・ふるさと村・多気町(産・官・学)が協働して実現したもので、開店以来、生徒たちの作る料理やきびきびとした元気な姿が話題を呼び、地域の活性化につながっています。



③ 元丈の里等の観光や健康の取り組み

- ・豊かな緑と清流に抱かれた波多瀬地区は、本草学の先駆者「野呂元丈」の生誕地です。
- ・この地にある中山薬草園は、元丈の偉業を守り育てる為整備された憩いの場所となっています。
- ・農業体験、ハーブ加工体験、ウォーキング体験など数多くのメニューがあり、親子連れでも楽しめる内容となっています。



④ 高校生プロデュースの化粧品など

- ・多気町内にある「高校生レストラン」で有名な、県立相可高等学校の生徒と地域の製菓会社が「まごころシリーズ化粧品」を共同開発しました。
- ・ネーミングやパッケージデザインなど高校生が全てをプロデュースした商品です。

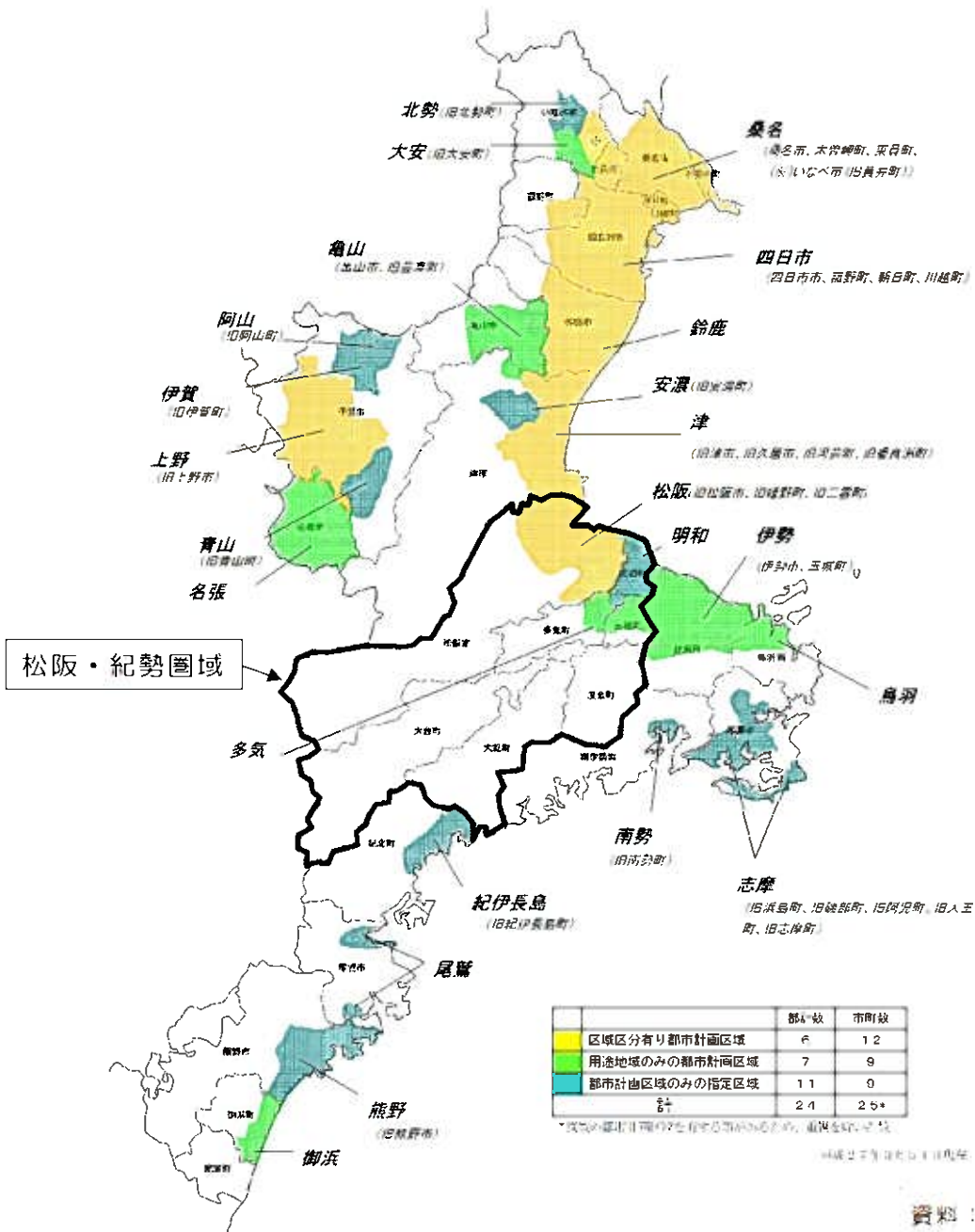


(4) 周辺の都市計画等の状況

本町は、三重県中南勢地域の「松阪・紀勢圏域」(松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町、玉城町及び度会町の1市6町で構成)に入っています。

松阪・紀勢圏域の都市計画区域は、松阪都市計画区域(松阪市)、明和都市計画区域(明和町)、伊勢都市計画区域(玉城町)、多気都市計画区域(多気町)の4つが設定されています。

■ 都市計画等の状況



1-2 社会情勢の整理

(1) 多気町を取り巻く社会経済情勢の変化とまちづくり課題の関連

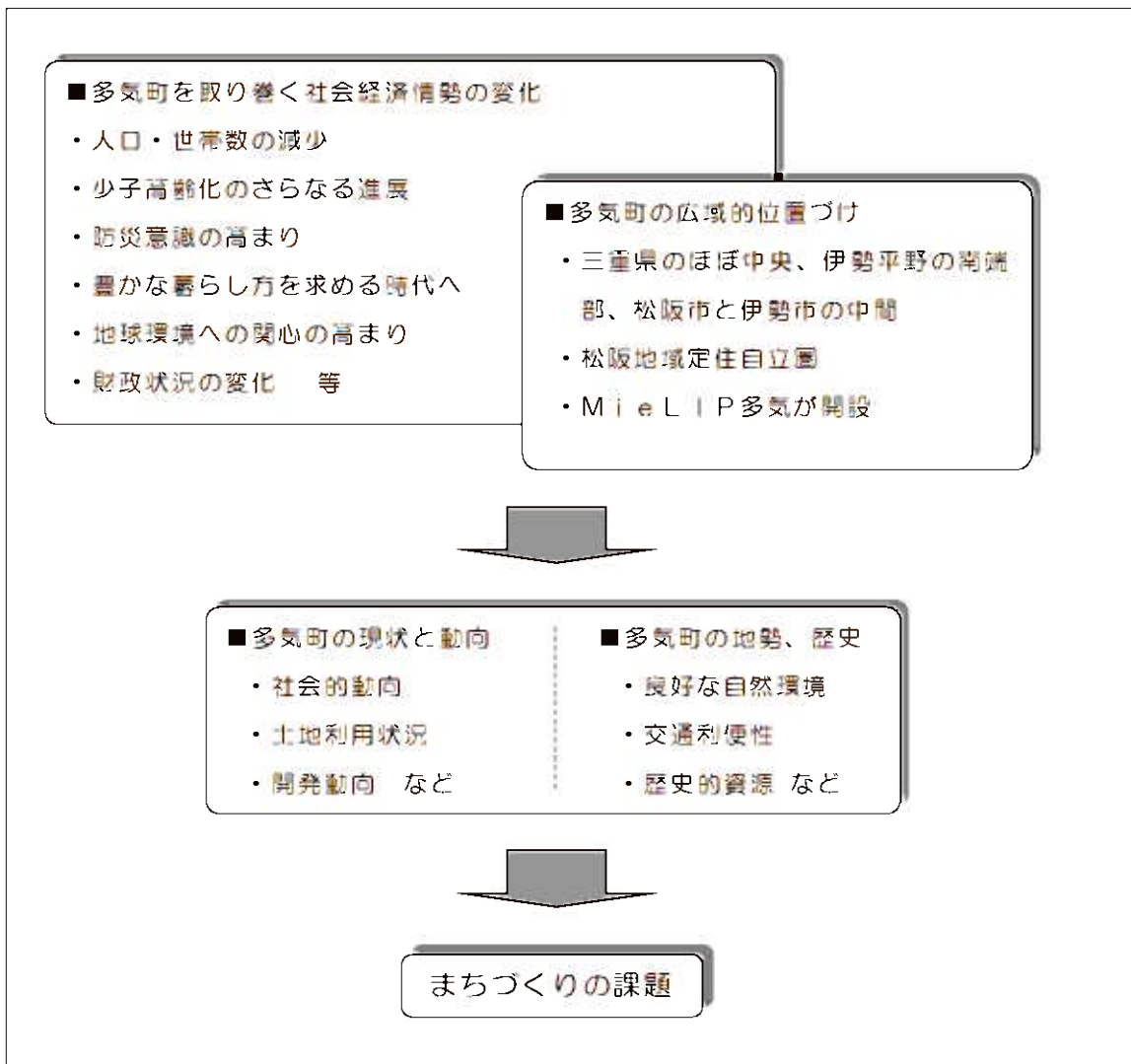
近年の都市をめぐる社会経済状況としては、「人口・世帯数の減少」や「少子高齢化のさらなる進展」があげられます。

また、東日本大震災や大規模な風水害・土砂災害などの発生を契機とし、防災意識の高まりがみられます。

一方、社会保障費の増大などによる財政状況の変化などがまちづくりの前提として、市町村が地域住民と一緒に地域特性に応じたまちづくりを進めることが重要となっています。

これらの社会経済情勢の変化から「まちづくりの課題」に結びつく方向性を以下に整理します。

■多気町を取り巻く社会経済情勢の変化とまちづくり課題の関連



## (2) 多気町を取り巻く社会経済情勢のまとめ

### ① 人口・世帯数の減少

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、我が国の人口は平成 22 年（2010 年）をピーク（平成 24 年推計）、世帯数は平成 31 年（2019 年）をピーク（平成 25 年推計）とし、それ以降は減少を続ける見通しとなっています。

### ② 少子高齢のさらなる進展

我が国の世帯構成は、今後、核家族化、少子化の影響により、単身世帯の数が増加する見通しとなっています。

地方圏においては、単身世帯が増加し複数世帯が減少することから、住宅ストックのミスマッチが拡大すると予測されています。

また、このままの状態では我が国の少子高齢化が進めば、社会を支える役割を中心的に担う働き手の数は当然少なくなり、この数が減れば、総生産が減り、1 人当たりの国民所得（生活水準）を維持することも難しくなってきます。

### ③ 防災意識の高まり

東日本大震災の発生や全国で発生する大規模な風水害・土砂災害などを契機として、また南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、ソフト（住民一人ひとりの防災の備え、地域の自主防災組織の強化など）、ハード（河川改良、治山治水、建物耐震化など）の両面における対策の推進が求められています。

### ④ 豊かな暮らし方を求める時代へ

住宅は「量から質」、そして「暮らし方」は、例えば、高齢者が通常の生活を営みながら地域において医療・介護等のサービスを楽しむこと、子育て世代が共働きをしながら、あるいは母親が地域において孤立せずに子育て支援のサービスを楽しむこと、地球環境にやさしいライフスタイルが選択できることなど、住宅とそれを取り巻く周辺環境が相まって、暮らしの豊かさを拓く環境づくりが求められる時代となっています。

### ⑤ 地球環境への関心の高まり

我が国のエネルギー消費の推移を見ると、全体の 3 割以上を占める家庭部門、業務部門のいわゆる民生部門の増加が顕著となっています。

このため、今後は家庭部門・業務部門の省エネ対策の強化が強く求められています。

また、近年、交通・情報網の飛躍的な発達により、社会経済活動が地球規模で

高度化、広域化し、人・モノ・情報の活発な交流により、食料供給、資源供給、エネルギー供給の問題とあわせ、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題への取り組みが必要な時代となっています。

まちづくりの面においても、環境負荷を軽減する循環型社会への転換、自然環境の保全、人と自然が共生する社会の構築などが重要な要素として求められます。

⑥ 財政状況の悪化を踏まえたコンパクトなまちづくり

国の長期債務残高及び社会保障関係費の増大等により建設・住宅関連の予算が限られている中、政策手段の重点化や効果的な組み合わせが一層重要となっています。



我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

資料：「みんなで進める、コンパクトなまちづくり」（平成26年8月、国土交通省）



## 1-3 上位計画の整理

## 1. みえ県民カビジョン（平成24年4月作成、目標おおむね10年）

「みえ県民カビジョン」は、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、平成24年度からおおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画です。

## ○ 基本理念

- I 安全・安心への備え
- II 今ある力の発揮と新しい力の開拓
- III 自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）へ
- IV 県民力による「協創」の三重づくり
- V 新しい豊かさモデル ～「幸福実感日本一」の三重をめざして

## ■ 施策の体系（都市計画に係るものを抽出）

	項目	番号	施策
I	1 危機管理	111	防災・減災対策の推進
		112	治山・治水・海岸保全の推進
	3 暮らしを守る	132	交通安全のまちづくり
	4 共生の福祉社会	141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
	5 環境を守る持続可能な社会	151	地球温暖化対策の推進
153		自然環境の保全と活用	
154		大気・水環境の保全	
II	2 教育の充実	224	学校における防災教育・防災対策の推進
	3 子どもの育ちと子育て	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
	4 スポーツの推進	241	学校スポーツと地域スポーツの推進
	5 地域との連携	253	「美し国おこし・三重」の新たな推進
	6 文化と学び	261	文化の振興
	III	1 農林水産業	311
312			農業の振興
313			林業の振興と森林づくり
2 強じんて多様な産業		321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
		322	ものづくり三重の推進
		323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興
		325	新しいエネルギー社会の構築
3 雇用の確保		332	働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重		342	観光産業の振興
5 安心と活力を生み出す基盤		351	道路網・港湾整備の推進
		352	公共交通網の整備
	353	快適な住まいまちづくり	

■**選択・集中プログラム**

	プロジェクト名称	主な取組
緊急課題解決プロジェクト	1 命を守る緊急減災プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急避難体制の整備</li> <li>●地域防災力向上に向けた広報活動の展開</li> <li>●木造住宅耐震化の推進</li> <li>●公共施設等の耐震化の推進</li> <li>●新たな防災対策の計画的な推進</li> <li>●大規模災害に対応する広域的な支援・受援体制の整備</li> <li>●災害対応力強化に向けた体制の整備</li> <li>●学校における防災教育・防災対策の推進</li> <li>●地域防災力向上のための人材育成</li> <li>●基礎施設等の緊急整備</li> </ul>
	2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●命を支える道づくりの推進</li> <li>●地域を支える道づくりの推進</li> </ul>
	4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業の成長を支える人材等の確保・育成</li> <li>●新たな産業創出等による雇用の場の創出</li> <li>●農業・水産業への就業・就労支援</li> <li>●若年求職者等への支援</li> </ul>
	7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食の魅力を生かした新商品を生み出す仕組みづくり</li> <li>●強い魅力を持った農林水産資源の開発・普及</li> <li>●農林水産資源の高付加価値化に取り組む人材の育成</li> <li>●地域の自主的・自発的な実践活動の促進</li> </ul>
	8 日本をリードする「メイド・イン・三重」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の特性を生かしたものづくり産業の新たな展開への支援</li> </ul>
新しい豊かさ協創プロジェクト	2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツによる地域の活性化</li> <li>●みえのスポーツを支える人づくり</li> </ul>
	3 スマートライフ推進協創プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境・エネルギー関連産業の集積と育成</li> <li>●地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入</li> <li>●県民の皆さんや企業と取り組む省エネをはじめとした地域づくりの推進</li> </ul>
	4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さまざまな主体との連携による観光PR・誘客</li> <li>●来訪を促進する観光の基盤づくり</li> </ul>

資料：みえ県民カビジョン

2. 三重県都市計画区域マスタープラン（多気都市計画区域）

三重県都市計画区域マスタープランは、県内のすべての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（通称：都市計画区域マスタープラン）を定めることとされ、その内容は、以下の3つの項目です。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の要否
- ③ 主要な都市計画の決定方針

① 中南勢圏域の目標：中南勢圏域の将来像

・津市、松阪市、明和町、多気町、大台町、大紀町の2市4町

『文化や緑に抱かれた、誰もが住みたいまち』

三重県の中核的な圏域として、山から海に至る豊かな自然環境や集約した行政・文化機能を生かしながら、更なる行政・文化機能の集約や利便性・安全性の向上を図り、誰もが住み続けたいと感じる都市環境を創出することを将来目標に掲げます。

■ 中南勢圏域の将来都市構造図



② 区域区分の要否

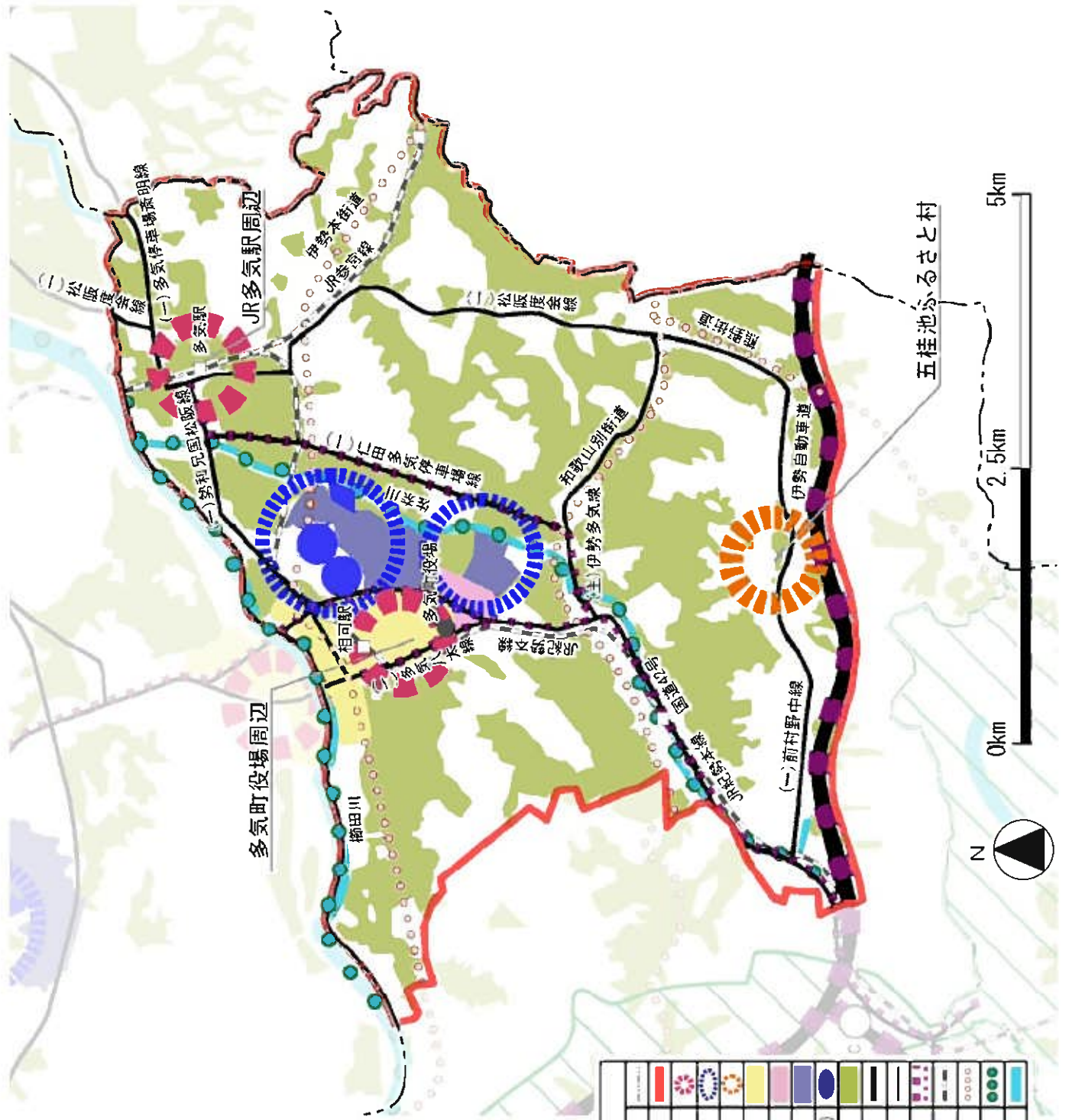
多気都市計画区域 → 「区域区分無し」

③ 主要な都市計画の決定方針

項 目		主要な都市計画の決定方針	
土地利用	人 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域では、人口は僅かに増加傾向にありますが、今後は減少傾向に転することが見込まれます。</li> <li>・世帯数は増加傾向にありますが、今後急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害が見込まれません。</li> </ul>	
	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点では、地域コミュニティの維持・増進や高齢化に対応するため、徒歩や公共交通の利便性向上に向けた支援を促進し、日常生活圏の形成のため、必要な範囲で住環境の改善を図ります。</li> <li>・良好な居住環境を備えた既存の住宅団地では、定住人口や地域コミュニティの維持・増進を図るため、徒歩や公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。</li> <li>・低層・高密度な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、建物の建て替えにあわせて道路や公園等の都市施設の整備を進めます。</li> <li>・多くの低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針について明らかにし、その方針に応じた地区計画の選定等を進めます。</li> </ul>	
	商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた商業・業務機能を維持するため、商業系用途地域の指定を維持するとともに、大規模集客施設の立地を抑制するため、必要に応じて特別用途地区の併用指定等を進めます。</li> </ul>	
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業系土地利用誘導ゾーンに位置つけた区域では、積極的に企業誘致を図るとともに、工業系用途地域の指定を検討します。</li> <li>・工業系用途地域内の未利用地については、既存ストックを活用しつつ、必要な都市施設等の整備を進めます。</li> </ul>	
都市施設	交通施設	(ア) 道路	<p>a 高規格幹線道路等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢自動車道及び紀勢自動車道については、圏域外を連携する現在の機能の維持や強化を図り、勢和多気ICへのアクセス道路の機能維持を図ります。</li> </ul> <p>b 幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の骨格を形成し、伊勢自動車道・紀勢自動車道勢和多気ICとの相互連携や松阪都市計画区域等の隣接・近接都市計画区域、区域内の地域拠点や交流拠点の相互連携に資する国道42号、一般県道松阪彦会線、一般県道勢和兄国松阪線等は、幹線道路の機能を維持しつつ、機能強化に向け、必要な整備を進めます。</li> <li>・圏域において防災連携軸に位置つけた幹線道路は、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図ります。</li> </ul>
		(イ) 鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域において広域連携軸・拠点間連携軸に位置つけたJR紀勢本線、JR参宮線は、本格的な高齢社会に対応した、地球環境にやさしい交通機関として維持するため、交通結節点及び周辺の整備によって利便性を向上させ、利用促進を図ります。</li> </ul>
		(ウ) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進する交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等、利用促進に資する新たなシステムの導入について検討します。</li> <li>・郊外にある集落地等と市街地との連携にあっては、高齢者等の移動円滑化の支援やノーマライゼーションの推進のため、デマンドシステム（バス、タクシー）、ボランティア輸送等の導入について検討します。</li> </ul>

項 目		主要な都市計画の決定方針
都市施設	下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>本区域では、中點沿岸流域下水道（松阪処理区）の流域関連公共下水道の計画区域があり、今後も生活環境の改善や河川等の水質悪化を防止するため、地域の状況に応じた農業集落排水事業等と連携を図りながら、引き続き下水道の整備を進めます。</li> <li>区域内の河川については、自然環境に配慮し、維持管理に努めます</li> </ul>
	市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>多気工業団地内の就業人口の増加に伴う住宅需要を見据え、多気ニュータウンの市街化促進を図るとともに、多気駅周辺地区において土地区画整理事業等の実施を検討します。</li> </ul>
自然環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然との共生を図り、緑に包まれた都市の形成を図るため、また、地球温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>の吸収源としての緑地を積極的に保全し、丘陵地の樹林地や農地、櫛田川や佐奈川等の自然環境を生かしながら、自然にやさしい都市の形成をめざし、地域の歴史・文化を踏まえて緑地の保全や必要な公園・緑地の整備等を進めます。</li> </ul> <p>ア 環境保全系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山林や里山等の樹林地、集落周辺の農地は都市の骨格を形成する緑地について、保全に努めます。特にのびのびパーク天啓や五桂池周辺の丘陵地における自然環境を保全するため、風致地区の指定を維持します。</li> <li>圏域において緑のネットワーク軸に位置づけた櫛田川の自然環境を保全するとともに、水質の改善に努めます。</li> </ul> <p>イ レクリエーション系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション需要に対応するため、のびのびパーク天啓の機能の維持・増進を図るとともに、交流拠点に位置づけた五桂池ふるさと村の機能を維持し、施設の充実を図ります。</li> <li>佐奈川沿いの桜づつみ公園におけるレクリエーション機能の維持を図ります。</li> </ul> <p>ウ 防災系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵地や河川沿いの緑地は防災上重要な機能を有することから、適切な整備・保全に努めます。</li> <li>災害時の避難空間、災害活動の拠点として活用できる公園・緑地等の確保に努めます。</li> </ul> <p>エ 景観構成系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な田園景観を維持・形成するため、無秩序な市街化を抑制し、優良農地や周辺の丘陵地、里山の樹林を保全します。</li> </ul>
その他	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路沿道の公共施設等の耐震化を進めるとともに、圏域における広域的な防災拠点へのアクセスの向上を図ります。</li> <li>市街地に必要なオープンスペースや安全な避難路等の都市基盤や防災無線等について、計画的な整備を図ります。</li> <li>市街地を中心とした水害を防止するため、河川改修や調整池の確保に努めるとともに、流域における保水・遊水機能の保全を図るため、無秩序な市街化を抑制します。</li> <li>避難場所や避難経路の周知や広報誌、パンフレット等を用いた災害に関する知識の普及、防災意識の高揚を図るとともに、避難訓練を実施するなどソフト対策についても取り組みます。</li> </ul>
	自然環境・広域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流拠点では、広域交流促進に向け、アクセスの向上を進めるとともに、周辺の自然環境の保全に努めます。</li> </ul>
	歴史・文化・景観の保全及び利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史遺構軸に位置づけた伊勢本街道、和歌山別街道、熊野街道の沿道において、歴史的なまち並みが残る地区では、景観法や景観条例等の適用を検討し、適切な維持・保全を図ります。</li> <li>松阪多気バイパスの沿道では、建物や看板等に配慮した沿道景観を形成します。</li> </ul>

# ■ 土地利用構想図



凡 例	
	行政界
	都市計画区域
	地域拠点
	工業系土地利用誘導ゾーン
	交流拠点
	住宅地(住宅系用途地域)
	商業・業務地(商業系用途地域)
	工業地(工業系用途地域)
	工業地(用途地域外における工業系土地利用構想・計画地)
	優良農地(農振農用地)
	高規格幹線道路等
	幹線道路
	緊急輸送道路
	鉄道(JR)
	歴史運携軸
	緑のネットワーク軸
	河川

3. 第1次多気町総合計画（平成20（2008）年度～平成29（2017）年度）

平成18年1月に1町1村が合併し、新「多気町」が誕生しました。本計画は、新しい町が一体的な町として速やかに発展していくための基本的指針です。

基本理念

「住民自治を基礎に、積極的な行財政改革を進め、住民と行政とが協働する足腰の強いまちづくり」をまちづくりの基本理念とします。

■町の将来像

「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち」

■総合計画に示される施策

町の将来ビジョン		基本計画（概要版）に示される施策
1. 住民と行政とが協働する足腰の強いまち	○住民とともに歩み、コミュニティを重視するまちづくり	○新町のしくみづくり ○住民自治活動の支援 ○開かれた行政の推進 ○行財政改革の推進
2. 自然と産業が調和し、活力のある住みよいまち	○自然と共生した安全なまちづくり	○自然環境の保全 ○環境保全の推進 ○住環境の向上 ○安全なまちづくり
	○地域経済の安定を生み出す産業づくり	○農林業の振興 ○工業の振興 ○商業の振興 ○雇用・就労環境の向上
3. 人がやさしく、思いやりのあるまち	○安心して暮らせる地域社会づくり	○健康づくりの促進 ○地域福祉の展開 ○子育て支援の充実 ○高齢者・障がい者福祉の充実 ○社会保障の充実
	○教育・文化・人権を大切にすまちづくり	○学校教育の充実 ○生涯学習の推進 ○スポーツの振興 ○地域文化の振興 ○地域の国際化 ○人権の尊重
4. 交通の要衝として発展するまち	○交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり	○地域内外交流の促進 ○集客交流の展開 ○物流産業等の展開
	○快適な生活を支える基盤づくり	○道路・交通網の整備 ○情報通信網の整備

4. “ええまち” づくりプラン（平成27年3月作成）

平成23年3月に基本構想において定めたまちづくりの目標「つながる力 ふれあう心 共につくる“ええまち”多気町」を実現するため、新しく7つの理念を掲げ、さらなるまちづくりを進めています。

■まちづくりの目標

つながる力 ふれあう心 共につくる  
“ええまち”多気町

■まちづくり7つの理念

1. 住民と行政が共につくる安全なまち
2. 環境にやさしい自然豊かなまち
3. 地域の活力を生み出す産業のまち
4. 安心した暮らしを支える福祉のまち
5. 豊かな人を育てる教育文化のまち
6. 地域を越えて人々が集う交流のまち
7. インフラの整った住みよいまち

■ 総合計画に示される施策

まちづくり 7つの理念	主要施策	主な事業
1. 住民と行政 が共につく る安全なま ち	①開かれた行政の推進 ②住民活動の支援 ③安全なまちづくり ④行財政改革の推進	○ええまちづくり懇談会の開催 ○広報広聴活動の促進 ○自主防災組織等の育成・支援 ○災害等の危機管理体制の整備 ○防災行政無線の整備 ○効率的な財政計画の策定
2. 環境にやさ しい自然豊 かなまち	①環境保全の推進 ②住環境の向上 ③自然エネルギーのまちづくり ④獣害対策の強化	○ゴミ処理対策の検討 ○都市計画の推進 ○バイオマス発電・太陽光発電 事業の推進支援 ○獣害対策の強化



まちづくり 7つの理念	主要施策	主な事業
3. 地域の活力を 生み出す産業のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業誘致及び雇用促進</li> <li>② 担い手支援と地域農業力</li> <li>③ 商工業の振興</li> <li>④ 観光型産業の誘致の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業誘致（立地）の推進</li> <li>○ 就農支援制度の拡充、農業経営基盤の整備</li> <li>○ 商工業の振興</li> <li>○ リゾート観光施設の立地支援</li> <li>○ 地域資源を活用した地域振興</li> </ul>
4. 安心した暮らしを支える 福祉のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康づくりの促進</li> <li>② 医食同源のまちづくり</li> <li>③ 子育て支援の充実</li> <li>④ 地域福祉・社会保障の充実</li> <li>⑤ 高齢者・障がい者（児）福祉の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくり活動の促進</li> <li>○ 葉草薬膳活用の健康づくり</li> <li>○ 自然派保育園の整備支援</li> <li>○ 地域福祉計画の策定、福祉事務所の運営</li> <li>○ 介護予防事業</li> </ul>
5. 豊かな人を育てる教育 文化のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特色ある学校教育</li> <li>② 生涯学習、スポーツ、文化の振興</li> <li>③ 国際交流</li> <li>④ 人権の尊重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特色ある学校づくりや確かな学力の向上</li> <li>○ 生涯学習やスポーツ、文化活動の振興</li> <li>○ キャマス及び台湾との相互交流</li> <li>○ 学校統合の検討</li> </ul>
6. 地域を越えて人々が集う 交流のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自転車のまちづくり</li> <li>② 歴史文化を生かした観光事業</li> <li>③ 地域内外交流の促進</li> <li>④ 人口定住化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車振興のまちづくり</li> <li>○ 新たな観光資源の掘り起こし</li> <li>○ 地域に根差した観光の振興</li> <li>○ 縁結び事業</li> <li>○ 住宅・宅地の確保、空き家対策</li> </ul>
7. インフラの整った住み よいまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① インフラ（道路・河川等）の整備促進</li> <li>② 交通網の整備</li> <li>③ 情報通信網の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県道・町道の整備促進、橋梁の長寿命化対策</li> <li>○ 河川の整備</li> <li>○ 上下水道の保守管理</li> <li>○ 町営バス事業</li> <li>○ 情報インフラ・システムの拡充</li> </ul>

5. 松阪地域定住自立圏共生ビジョン（平成27年10月作成）

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするものです。

（1）定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

■定住自立圏及び形成市町の名称

【定住自立圏の名称】

松阪地域定住自立圏

【圏域を形成する市町の名称】

松阪市、多気町、明和町、大台町

■定住自立圏共生ビジョンの期間

平成27年度から平成31年度までとし、毎年度所要の変更を行います。

（3）圏域の将来像

■圏域の将来像

本圏域は、高速道路及び幹線道路、鉄道によって結ばれ、住民の生活や経済面、文化面等においても活発に交流が行われています。また、救急医療や福祉、産業など、幅広い分野で行政区域を越えて連携を行ってきました。

わが国では、人口減少社会が訪れ、本圏域においても、少子高齢化と大都市圏への人口流出等による急速な人口減少が進行しており、医療体制の確保、交通機能の減衰、地域産業の衰退等、多くの課題に直面しています。

取組を進めるにあたっては、「定住自立圏形成協定」に基づき推進していきます。主な取組内容としては、圏域の課題を整理し、

「生活機能の強化」、

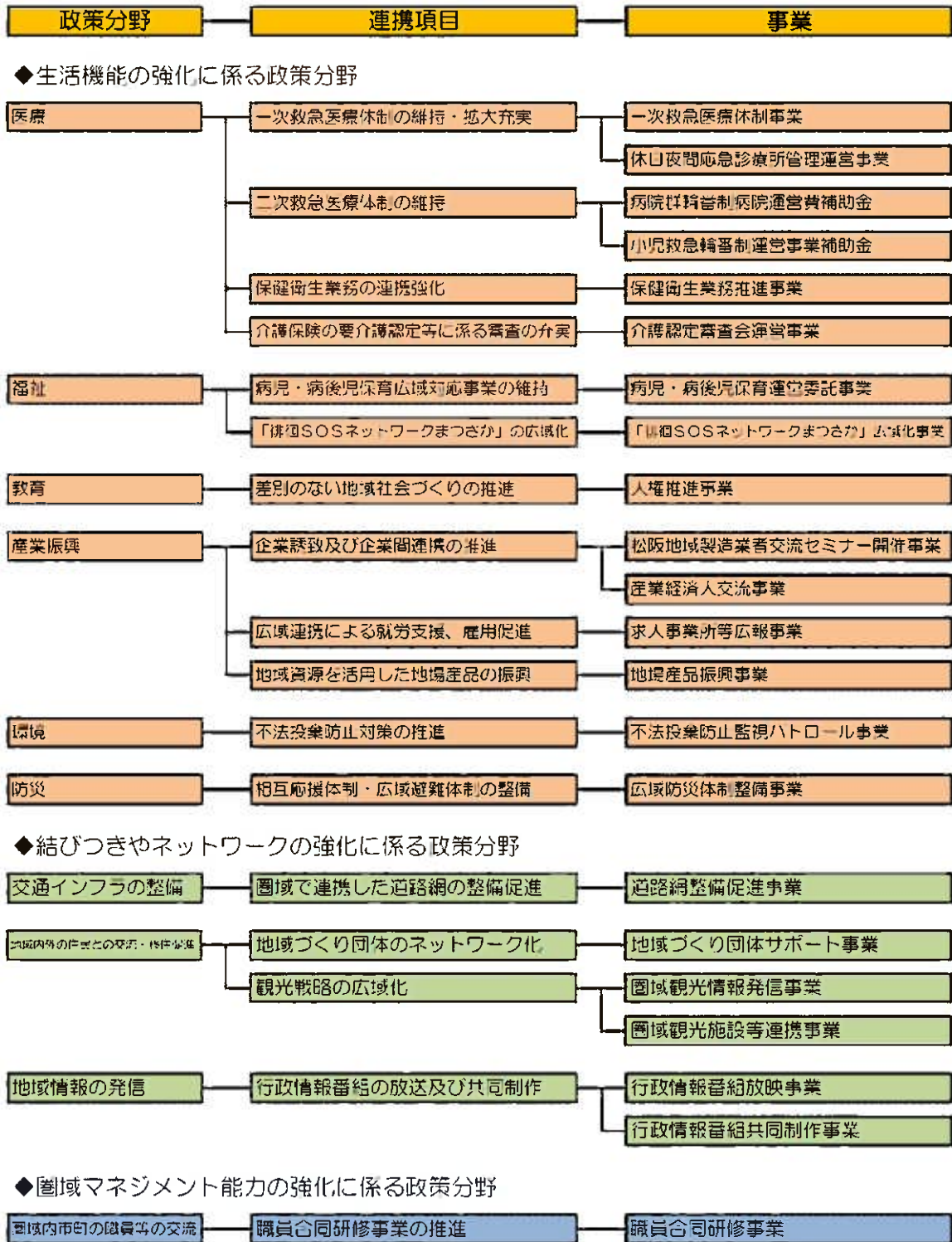
「結びつきやネットワークの強化」、

「圏域マネジメントの強化」

の3つの視点に立ち、人口定住の促進に努めます。

なお、具体的な取組の体系は、次頁のとおりです。

■ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組



1-4 関連計画の整理

1. まち・ひと・しごと総合戦略

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本町における人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」における目標人口と将来（60年後）の姿を見据え、その実現に必要な5年間の方策を示すものとなります。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成27～31年度（2015～2019年度）の5年間とします。

(3) 目標とする将来像

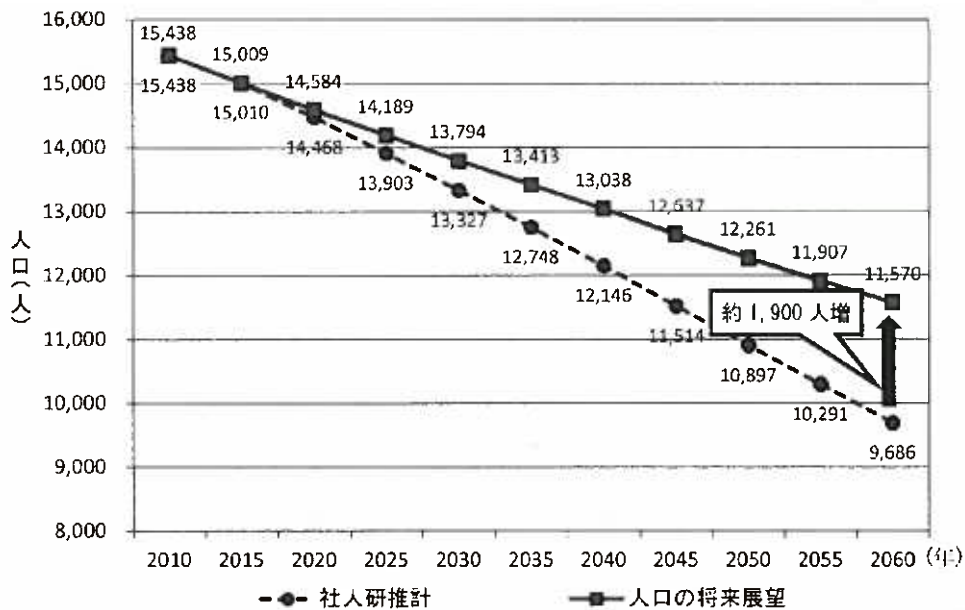
目標は、“ええまち”づくりプラン（基本構想）の目標とする将来像とします。

つながる力 ふれあう心 共につくる  
“ええまち”多気町

(4) 将来人口

本町が戦略的に推進する人口減少対策や国及び三重県の施策によりもたらされる効果によって、合計特殊出生率の上昇と転入者の増加をめざし、国立社会保障・人口問題研究所推計と比較して、約1,900人の増加を見込みます。

2060年における将来の人口展望 11,500人



資料：まち・ひと・しごと創生 多気町人口ビジョン

(5) 基本目標、具体的施策、重要業績評価指標

基本目標	具体的施策	重要業績評価指標 (KPI)
1. 若い世代が出会い、安心して子どもを産み、子どもの心を育てることができる子育て環境の創出	○結婚支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚に至る組数：5年間で10組</li> <li>イベント参加者：年間で男女各40名</li> <li>婚活相談：年間で20名</li> </ul>
	○子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ登録児童数：年間で100人</li> <li>子育て支援センター利用者数：年間で10,000人</li> <li>子育て経験支援者数：年間で40人</li> </ul>
	○教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT機器各小中学校導入率:100%</li> <li>国際交流者数：年間で50人</li> </ul>
2. 身近で安心して働け、安定した生活を送ることができる雇用環境の創出	○雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社説明会実施回数：年間1回</li> <li>常雇従業員の内転者数：5年間で50人</li> </ul>
	○雇用の活性化と新規就農の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者数：5年間で10人</li> <li>新規伊勢芋栽培者数：5年間で10人</li> </ul>
	○企業立地支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規企業立地件数：5年間で2件</li> <li>奨励対象企業数：5年間で2社</li> </ul>
3. 地域の魅力を活かし、誰もが健康で住みたい住み続けたい住み続けたい住み続けたい住み続けたい住み続けたい住み続けたい環境の創出	○移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家への移住件数：5年間で25件</li> </ul>
	○空き家等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数：年間で20件</li> </ul>
	○健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん検診受診率割合:50%</li> </ul>
	○地産地消の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食による米消費量：5年間で40t増</li> </ul>
	○地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電量：年間で6,700kW(13,000世帯分)</li> </ul>
4. 地域資源を活用し、人々が集い活気にあふれる交流環境の創出	○魅力ある地域基盤の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>予約運行バス年間の利用者数：2,000人</li> <li>ケーブルテレビ特別番組制作本数：年間6本</li> </ul>
	○観光客利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光入込客数：583,000人 (平成26年556,000人)</li> </ul>
	○観光戦略の広域化	<ul style="list-style-type: none"> <li>PR活動回数：年間で5回</li> </ul>
	○地域づくりネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり団体との交流イベント実施回数：年間で2回</li> </ul>
	○リゾート観光施設の立地及び地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域おこし協力隊活動人数：年間で3人</li> </ul>
	○観光PRの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光入込客数：583,000人 (平成26年556,000人)</li> </ul>

2. アクアイグニス多気（仮称）2019年開業予定

本事業は、株式会社アクアイグニス、イオンタウン株式会社、ファーストブラザーズ株式会社、ロート製薬株式会社が主体となり、三重県、多気町、三重大学、三重県立相可高等学校による協力のもと、「産学官」が一体となり、新しい試みとして滞在型複合施設運営を通じた地方創生を目的とした事業です。

第三銀行は、地方創生および地域経済活性化に貢献する取組みを、サポートしています。

■アクアイグニス多気（仮称）の概要

項目	内容
コンセプト	コンセプト「心」と「体」の健康から故郷創生
主体企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社アクアイグニス</li> <li>イオンタウン株式会社</li> <li>ファーストブラザーズ株式会社</li> <li>ロート製薬株式会社</li> </ul>
参画企業	株式会社第三銀行
開業予定年月	2019年（平成31年）
施設所在地	三重県多気郡多気町前村670 【勢和多気ジャンクションに接続する敷地に計画】
敷地面積	35万坪（115ヘクタール）
施設概要	温浴施設・産直市場・レストラン・おみやげ横丁・ケーキ店・石釜パン・その他【新たな企業の参画も得ながらコンテンツを計画】 計画地は伊勢自動車道・勢和多気インターチェンジ近くであり、渋滞緩和策として伊勢道から直接、出入りできる専用道と料金所の設置に向け、国などと事務レベルの協議を始めています。



「アクアイグニス多気（仮称）」の完成予想図（アクアイグニス提供）

資料：第三銀行HP、中日新聞HP（平成26年6月20日朝刊）

3. 自転車のまちづくりプロジェクト

本町は、「自転車のまちづくりプロジェクト」を立ち上げ、自転車でまち興しを行っています。「勢和台マウンテンバイクコース」は、「勢和の森マウンテンバイクコース」として、リニューアルオープンした全長約 5km のマウンテンバイクコースです。

このコースは今まで手付かずだった多気町の里山に日本中、世界中からたくさんの人々に遊びにきてほしいとの想いでマウンテンバイクコースが整備されました。このコースは北京オリンピック：マウンテンバイクチーム監督、現マウンテンバイク・ダウンヒル競技日本代表プロデュースの本格的なコースです。

中級者コース「バーミークリフ」に加え、初心者向けの「マロントレイル」、上級者向けの「ロッキークロス」など変化にとんだ 3 コース全長約 5km のコースに生まれ変わっています。



勢和の森マウンテンバイクコース利用について

- 必ず自転車ヘルメットを着用すること。
- 適正に整備され、ブレーキその他の機能が正常に働くMTBを使用すること。
- コースは7日専用道のため、歩行者及び許可車両以外の車両の進入を禁止します。
- 走行を許可されたコース以外では走行しないこと。
- コースは立派な道です。芝生やシロトコは踏まないこと。
- 前方の走行者を追い抜く時は、音声をかけ、道路左側から追い抜くこと。
- コースには車道や歩道など、毎分が早急なところを立ち回らないこと。
- 小気味よくコースを回りましょう。
- 本町を走るコースは各町界の境界線を示しています。
- コースに合流又は、より急な時は、順路を確認し、州の道路の並びに合わせるように注意すること。
- コース内で発生した事故やトラブルは、自費でMTBの安全な修理に依頼し、スタッフに連絡してください。何かしらの不具合の場合は必ずしも含め、注意を促してください。
- 常にMTBをコントロールして、人や障害物が避けられるように走行すること。
- 飲酒や体調不良など、身体能力が低下している場合はコースを利用しないこと。
- 大気汚染、気象条件などによりコース利用を中止する場合があります。
- 野火(断線)は1時までに管理員まで電話してください。

4. 多気クリスタルタウン（事業完了）

多気クリスタルタウンでは「環境と交流」をメインテーマに、「快適に働き、住み、憩う場」として整備されました。

■多気クリスタルタウン“工業ゾーン”の概要

項目	内容
概要	<p>クリスタルタウン工業ゾーンのある地域は、過去の地震史料によっても内陸直下型地震の発生記録はほとんどなく、工業用地は切土で整地し、地盤も強固です。</p> <p>また海岸から離れているため、発生が危惧されている東海・東南海沖地震による津波の心配もありません。</p> <p>クリスタルタウン工業ゾーンは、全体で約 33,000 坪（約 111,000 m<sup>2</sup>）の面積を有しており、企業の要望に応える“オーダーメイド型”の工業用地です。</p>
事業主体	多気東部土地開発公社
建築制限	用途地域 工業地域、建ぺい率 60%、容積率 200%
導入業種	製造業、運輸業、医療業、電気業、熱供給業及び学術・開発研究機関
補助金等	多気町企業立地促進条例及び施行規則による奨励金制度 土地取得価格の30%以内（限度額 1 億円）、奨励金は5年に分割
優遇税制	多気町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例（町税） 工場立地法に規定する工場適地による特定事業用資産の買換特例（国税）





5. 相可駅北地区及び県道勢和兄国松阪線沿道地区 地区計画

相可駅北地区及び県道勢和兄国松阪線沿道地区の地区計画は以下のとおりです。

## 相可駅北地区及び県道勢和兄国松阪線沿道地区 地区計画のあらまし

### 地区計画の目標

地区計画の適用により、道路などの地区施設の計画的な配置や建築物等の適正な誘導を図り、鉄道駅や県道に近い立地特性を活かした、安全で住みよい居住環境の形成を目指します。

### 土地利用の方針

相可一区のエリア、相可二区のエリアとも、店舗等の生活利便施設の立地が見込まれる県道バイパス沿いの土地利用（沿道住宅地）と、その背後地の低中層住宅などの土地利用（低中層住宅地）が調和した良好な住宅地環境の形成を目指します。



### 地区施設の整備方針

当地区の道路計画は、現道の幅幅を基本としつつ、相可一区のエリアにおける県道バイパスと現県道（伊勢街道）をつなぐ新設道路や行き止まり道路を解消するための新設道路の設置により、系統的な道路配置計画を目指します。

また、軸となるやや広い幅員の区画道路と最低限確保したい幅員の区画道路を段階的に構成し、交通機能や防災機能（緊急車両の通行、延焼遮断等）の向上を目指します。

### 地区施設の整備方針

基本となる用途地域及び県道沿いとその背後地といった土地利用の特性（方針）に応じて地区を細区分し、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度を定めることにより、居住環境の向上、まちなみ景観の調和、地区の防災性の向上を目指します。

### 地区計画の区域及び地区の細区分



建築物等の整備計画

●建築物等の用途の制限

地区の細区分ごとに次に掲げる建築物等の建設はしてはならないこととします。

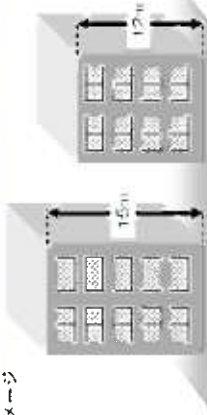
地区の細区分 (用途地域)	1 相可一区エリア 沿道住宅地 (第一種住居地域)	2 相可二区エリア 沿道住宅地 (第二種住居地域)	3 相可二区エリア 低中層住宅地 (第一種住居地域)
細区分の面積	5.9ha	3.6ha	7.0ha
建築物等の用途の制限 (建築してはならないもの)	<p>1 混合(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>※既に建っている建築物については、増改築 を床面積の1.2倍までを行っても、その 用途で使用可</p> <p>1 建設基準法別表第2(ハ)項に 掲げる建築物以外の建築物の用 途に供するものでその用途に供 する部分の床面積の合計が 1,500㎡を超えるもの</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 ホーリング場、スクート場、水 泳場、スキー場、ゴルフ練習場 及びハッチェンソング練習場</p> <p>4 自動車教習場</p> <p>5 重倉(床面積の合計が15㎡を 超えるもの)</p>		

●建築物等の高さの最高限度の制限

居住環境やまちなみ景観との調和を旨とし、地区の細区分ごとに建築物等の高さ制限を定めようとする。

地区の細区分	1 相可一区エリア 沿道住宅地 (5 階程度)	2 相可二区エリア 沿道住宅地 (5 階程度)	3 相可二区エリア 低中層住宅地 (4 階程度)
建築物等の高さの最高限度	15m	15m	12m

制限する高さのイメージ



計画図

●道路の配置及び規模

名称	現況 幅員	計画 幅員	延長
8-1	8.0m	8.0m	111m
小計			111m
9-1	3.0m	5.0m	104m
9-2	4.4m	5.0m	74m
5-3	2.9m	4.0m	88m
5-4	3.9m	5.0m	87m
5-5-1	2.7m	5.0m	56m
5-5-2	-	5.0m	39m
5-6	4.8m	5.0m	134m
5-7	3.3m	5.0m	139m
5-8	3.3m	5.0m	220m
小計			939m
合計			1,050m

